

議第94号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月19日提出

京都市長 松井 孝治

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例
京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。
別表第1 京都市勧修児童館の項及び京都市百々児童館の項を次のように改める。

京都市百々児童館	京都市山科区川田土仏26番地
京都市勧修児童館	京都市山科区西野山中臣町38番地 折上神社内

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

京都市百々児童館の位置を変更する必要があるので提案する。